

介護予防・日常生活支援総合事業

「第 1 号訪問事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(亀岡市指定 第 2 6 7 1 6 0 0 0 2 7 号)

当事業所はご契約者に対して第 1 号訪問事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

◇◆目 次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制及び員数	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3・4・5
6. サービスの利用に関する留意事項	5・6
7. 守秘義務について	6
8. 第三者評価について	6
9. 苦情の受付について	7
10. 緊急時における対応方法	7
11. 事故発生時の対応について	7
12. 損害賠償保険の加入について	8
13. 個人情報の保護について	8
14. 虐待防止及び身体拘束適正化について	8
15. ハラスメントについて	8
16. 業務継続計画の策定等について	9
17. 衛生管理等について	9

1. 事業者

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 京都府亀岡市余部町樋又 6 1 番地 1 ふれあいプラザ内
- (3) 電 話 番 号 0 7 7 1 - 2 3 - 6 7 1 1
- (4) 代表者氏名 会長 木村 好孝
- (5) 設 立 年 月 昭和 4 8 年 9 月 1 2 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

第 1 号訪問事業所

平成 3 0 年 4 月 1 日指定（亀岡市第 2 6 7 1 6 0 0 0 2 7 号）

(2) 事業の目的

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険法令に従い、ご契約者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

(3) 事業所の名称

社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会ホームヘルプセンター

平成 1 2 年 4 月 1 日指定 京都府第 2 6 7 1 6 0 0 0 2 7 号

(4) 事業所の所在地

京都府亀岡市余部町樋又 6 1 - 1 （ふれあいプラザ内）

(5) 電話番号 TEL : 0 7 7 1 - 2 9 - 2 7 0 7

FAX : 0 7 7 1 - 2 4 - 0 3 5 0

(6) 当事業所の運営方針

ご契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう第 1 号訪問事業サービスを提供します。

(7) 開設年月 平成 1 8 年 4 月 1 日

(8) 他事業の実施状況

当法人では、次の事業も併せて実施しています。

〔居宅介護支援事業〕	平成 1 2 年 4 月 1 日	京都府第 2 6 7 1 6 0 0 0 2 7 号
〔訪問介護事業〕	平成 1 2 年 4 月 1 日	京都府第 2 6 7 1 6 0 0 0 2 7 号
〔通所介護事業〕	平成 1 2 年 4 月 1 日	京都府第 2 6 7 1 6 0 0 0 2 7 号
〔第 1 号通所事業〕	平成 3 0 年 4 月 1 日	亀岡市第 2 6 7 1 6 0 0 0 2 7 号
〔介護予防支援事業〕	令和 3 年 4 月 1 日	亀岡市第 2 6 0 1 6 0 0 0 8 9 号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 亀岡市内全域

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（12月30日～1月3日を除く）
受 付 時 間	月～土・祝日 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯	午前8時～午後7時

4. 職員の体制及び員数

当事業所では、ご契約者に対して第1号訪問事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名
2. サービス提供責任者（管理者含む）	4		3.8	2名
3. 訪問介護員	4	16	5.5	2.5名以上
(1) 介護福祉士	4	8		
(2) 介護職員基礎研修課程修了者				
(3) 訪問介護養成研修2級 （ヘルパー2級）課程修了者 初任者研修修了者		8		

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を、当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（40時間）で除した数です。週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご自宅に訪問し、サービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

【サービスの概要】

①身体介護・・・入浴・排泄・食事等の支援を行います。
②生活援助・・・調理・洗濯・買い物等の日常生活上の支援を行います。
※上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法により提供いたします。

☆サービスの実施頻度は、サービス計画（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間当たりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、サービス計画において具体的な実施日、1回当たりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1 週間当たりのサービス提供回数
I	おおむね 1 回
II	おおむね 2 回
III	おおむね 3 回以上

☆ご契約書に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた第 1 号訪問事業計画に定められます。ただし、契約者の状態の変化、サービス計画に位置付けられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ご契約者の状態の変化等により、第 1 号訪問事業サービス提供量が、サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、支援事業者と調整の上、支給区分の変更、サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

①身体介護

- 入 浴 介 助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などを行います。
- 排 泄 介 助…排泄の介助、オムツ交換を行います。
- 食 事 介 助…食事の介助を行います。
- 体 位 変 換…体位の変換を行います。
- 通 院 介 助…通院の介助を行います。

②生活援助

☆第 1 号訪問事業は、自立支援の観点から、契約者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

☆そのため、下記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、ご契約者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

- 調 理…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗 濯…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃 除…ご契約者の居室の掃除を行います。（契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買 物…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①介護保険給付の支給限度額を超える第 1 号訪問事業サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(3) 介護サービスの利用料金及び加算について

サービス利用料金及び加算等については【重要事項説明書別紙①】【重要事項説明書別紙②】にてご確認ください。

(4) その他

経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合は、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日に事業所が指定する方法でお支払いください。

* 金融機関口座からの自動引き落とし *

ご利用できる金融機関： ゆうちょ銀行、京都農業協同組合、京都銀行

(6) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、第1号訪問事業サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までにご担当の介護予防・日常生活支援総合事業者等（地域包括支援センターより介護予防・日常生活支援総合事業の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。）に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し協議します。

6. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名は原則としてはできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②介護予防訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する訪問介護員への指示・命令は、すべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者若しくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ③ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ④飲食・飲酒及び喫煙
- ⑤ご契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為

(5) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、利用者からのサービス利用申込みに関する調整や介護予防訪問介護計画の作成などをはじめ、訪問介護員派遣に係る様々な業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点やサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。

7. 守秘義務について

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

8. 第三者評価の実施の有無について

実施無し

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

職名：ホームヘルプセンター長

○受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

○苦情受付箱を事業所館内に設置しています。

(2) 第三者委員の設置

当事業所は、契約者の満足度の向上、権利擁護を図り、事業運営の適正化を確保するため、第三者委員を設置し、苦情等の解決に向けて体制を整えています。

名 前	連 絡 先
中西 明美 小川 泉 塚本 政雄	京都府亀岡市余部町樋又61番地1 ふれあいプラザ内 電話：0771-23-6711

(3) 行政機関その他苦情受付機関

亀岡市：高齢福祉課	所在地	亀岡市安町野々神8番地
	電話番号	0771-25-5182 (FAX: 0771-24-3070)
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
京都府国民健康保険 団体連合会	所在地	京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地
	電話番号	075-354-9090 (FAX: 075-354-9055)
	受付時間	午前9時～午後5時
京都府福祉サービス 運営適正化委員会 (京都府社協内)	所在地	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375
	電話番号	075-252-2152 (FAX: 075-212-2450)
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分

10. 緊急時における対応方法

①サービス提供中に病状の急変などあった場合は、速やかにご契約者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡するなどの必要な措置を講じます。

②上記以外の緊急時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に、ケアマネジャーが必要と認めた時に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、ご契約者の状態に応じて必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 0771-29-2707（対応可能時間 午前8時～午後8時）

11. 事故発生時の対応について

当事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。また、当事業者はサービスを提供するにあたって当事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

12. 損害賠償保険の加入について

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社 保険名：業務災害補償保険

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社 保険名：福祉事業者総合賠償責任保険

13. 個人情報の保護について

事業者及びサービス提供者又は職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者及びその家族等に関する事を、正当な理由がない限り、契約中及び本契約が終了した後においても第三者に漏洩しません。

ただし、契約者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに介護サービス事業者との連絡調整のため等に情報を提供できることとします。

14. 虐待の防止及び身体拘束適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、身体拘束適正化のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止及び身体拘束適正化に関する担当者を管理者とします。
- (2) 虐待防止及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するため、身体拘束適正化を図るため定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行います。

15. ハラスメントについて

ご利用者または、ご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合には、契約を解除させて頂くことがあります。

以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合契約を解除致します。

- ・暴力又は乱暴な言動（物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等）、無理な要求（過度な謝罪の要求等）
- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
- ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）

16. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- （１）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- （２）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 衛生管理等について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- （１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- （２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- （３）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

令和 年 月 日

第1号訪問事業サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会ホームヘルプセンター

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、第1号訪問事業サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

代理人 住 所

氏 名 _____ 印 _____

本人との続柄